

一宮市告示第 351 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 23 日

一宮市長 中野 正康

1 廃止等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社イグナーツ  
名古屋市南区豊二丁目 13 番 27 号

2 廃止等に係る事業所の名称及び所在地

canvas 玉ノ井  
一宮市木曾川町玉ノ井字俣江田 182 番地

3 廃止等の年月日

令和 7 年 7 月 31 日

4 廃止等に係る事業の種類

共同生活援助

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

2322100526